

消費者

**無料で商品がもらえる!?
それ、催眠商法かもしれない!**

【相談内容】

Aさんは、知人から、「近所の空き店舗で健康講座がある。ティッシュや卵などが無料でもらえらるしい」と聞き、行ってみることに。

会場に着くと、高齢者が20人ほど集まって健康の話聞いており、本当に無料で日用品がもらえました。その後も、いろいろな話が聞けるのが楽しくて毎日通い続けると、そのたびに、日用品のプレゼントが。

ある日、「肩こりや腰痛に効く布団が20万円」と言われ、高いと感じましたが良いものだと思い購入すると、翌日、会場で販売員に、「あなただけに特別な話があります」と声を掛けられ、磁気治療器や健康食品を勧められるまま、総額100万円を超える契約をしてしまいました。



家族から、「どうしてこんな契約をしたのか」と言われ、Aさんもキャンセルできないかと後悔しています。

【アドバイス】

Aさんの事例は、空き店舗など閉め切った会場で、日用品などを

タダ同然で配って雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる「催眠商法」という手口です。

高齢者は、健康やお金への不安、日常的な寂しさなどが原因で、このような会場に向いてしまいが、催眠商法の販売員はこのような高齢者の心理を巧みに利用して信頼関係をつくってしまうので、本人が被害に気づかなかつたり、周囲の人が気づいても相談を拒んだりするケースも見られます。

【トラブルにあわないために】

安易に会場に入らない、もし入ってしまったも品物をもらわない、また、購入を勧められても本当に必要なものかなど、よく考えるようにしましょう。

万が一、契約してしまっても契約書を受け取ってから8日間以内ならクーリングオフにより契約を解除することができます。

困った時は消費者センターに相談してください。

■問い合わせ

消費者センター (0922) 91-2334